

令和5年度「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業業務

2 業務の目的

三重県では、旅行者の平均宿泊日数や首都圏からの宿泊来訪者数の増加を図るため、令和4年度「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業（以下、「令和4年度事業」という。）において、三重ならではの魅力的な体験コンテンツの造成・磨き上げ（46件）を行い、『三重の「イマしかない」「ココしかない」体験を楽しみに訪れよう』をコンセプトとした「みえのイマココ旅」ブランドでプロモーションを展開してきたところである。

本業務では、引き続き、三重ならではの体験コンテンツの造成とブランディングプロモーションに取り組むとともに、新たに体験事業者の人材供給及び人材育成支援や、首都圏からの旅行者の県内周遊促進等を実施することで、「みえのイマココ旅」のブランド力をさらに高めることを目的とする。

3 委託業務の実施期間

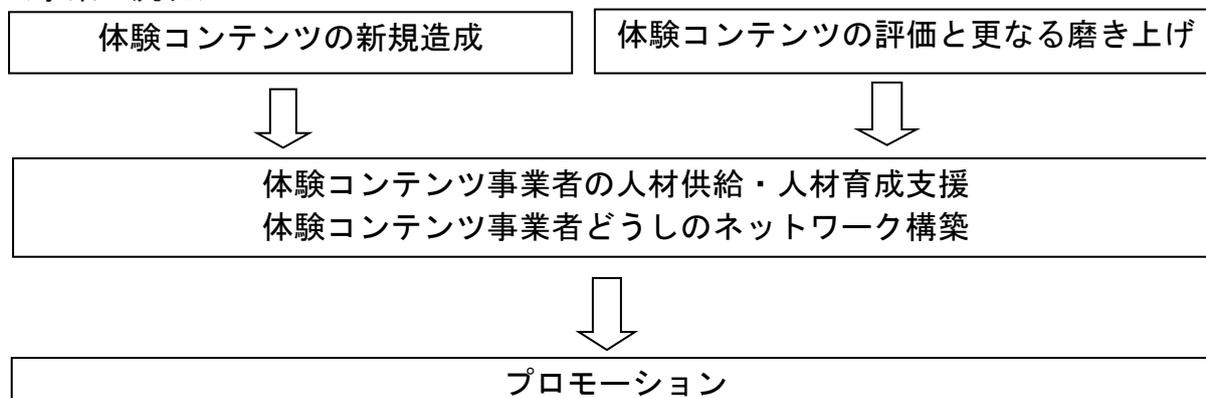
契約の日から令和6年3月22日（金）

4 業務の内容

全体構成

- (1) 「三重ならではの」体験コンテンツの新規造成
- (2) 令和4年度事業の体験コンテンツの評価と更なる磨き上げ
- (3) 体験コンテンツ事業者の人材供給・人材育成支援モデル事業の実施
- (4) 「拠点滞在型観光×三重」のプロモーション及び旅行商品の造成・販売
- (5) 体験コンテンツ事業者どうしのネットワーク構築

<事業の流れ>



(1) 「三重ならではの」体験コンテンツの新規造成

「三重ならではの」の地域資源を活かした特別感のある体験コンテンツを新たに造成する。

(ア) 新たな体験コンテンツの募集

① 募集説明会の開催

市町、観光協会、観光地域づくり法人（DMO）、宿泊事業者、体験提供事業者、飲食事業者、その他観光関連事業者等を対象に、本事業に関する募集説明会をオンラインで開催すること。

② 募集する体験コンテンツ数

15本以上とする。特に、体験コンテンツが少ない地域は、適宜、応募する事業者・団体等の掘り起こしを行うこと。

なお、応募しようとする事業者・団体等は、地域の観光地域づくり法人（DMO）またはDMOが存在しない地域においては市町や観光協会の求めに応じ、マーケティングデータ（個人情報を除く）の提供に協力することを必須とする。

③ 体験コンテンツのテーマ

伝統、歴史・文化、自然、食、夜間・早朝、産業、ものづくりなど幅広いテーマで募集すること。ただし、いずれのテーマもサステイナブルな視点を取り入れること。

(イ) 体験コンテンツの選定

選定会議を開催し、応募のあった体験コンテンツの中から、以下の視点で本事業の支援対象を選定（15本以上）すること。

なお、選定会議には、全国で観光資源の発掘・磨き上げや特別感のあるツアー造成などを手掛ける専門家や旅行会社のバイヤー（以下、「専門家等」という。）を複数名加えること。

【選定の視点】

- ① 「三重でしかできない」、「特別感のある」新たな体験コンテンツになり得る可能性があること。
- ② ターゲットが明確であり、そのターゲットの興味関心のフックとなり得るストーリー性や体験価値が認められること。
- ③ 周辺地域の他のコンテンツや受入環境整備も踏まえて、総合的に旅行商品として販売できるコンテンツになることが見込まれること。
- ④ コンテンツを提供する事業者・団体等が、次年度以降も継続的に当該コンテンツをブラッシュアップし、提供・販売していく意欲があること。

(ウ) 基礎研修会の実施

造成に着手する前に、選定された事業者・団体等を対象に、クオリティの高い体験コンテンツの造成に向けた企画、運営、ホスピタリティ、安全管理及びサステイナブルの観点で基礎研修会を実施すること。

(エ) 体験コンテンツの新規造成

体験コンテンツの新規造成を行う事業者・団体等に対し、専門家等による伴走支援を行うこと。なお、新規造成する過程で、以下の点に留意すること。

【留意する点】

- ① 体験コンテンツの核となるストーリー構成や提供方法、ガイドングのし

かた等について、適切な助言を行うこと。

- ② 造成後に速やかに販売を開始できるよう、販売価格の設定や、発信及び販売手法の明確化、自走可能な体制構築等、必要な助言・調整を行うこと。
- ③ 将来的に、地域の宿泊施設の宿泊プランにセットして販売することを目指し、宿泊事業者との連携・調整を行うこと。
- ④ 体験コンテンツごとに、専門家等を含むモニターツアーを実施し、課題の洗い出し及び改善を行うこと。
- ⑤ 販売実績や利用者アンケートを踏まえた改善の提案を行うこと。

(オ) 体験コンテンツの造成に必要な物品の購入・管理

体験コンテンツの造成に必要な備品や消耗品（例えば、トライアル実施に向けた原材料、案内看板、食器、安全装備等）などの物品を購入し管理すること。ただし、1コンテンツあたり20万円を上限とする。

(カ) 商品タリフ（コンテンツシート）の作成

旅行会社による旅行商品化につなげるため、体験コンテンツごとに以下の項目（例）について設定・整理した商品タリフを作成すること。

【項目（例）】

- ① 価格
- ② 催行時間
- ③ オプション
- ④ （インバウンド向けの場合）言語対応
- ⑤ 行程（どこで何を伝えるのか）
- ⑥ ガイドの演出
- ⑦ 安全性、安心性
- ⑧ 刺さるタイトル
- ⑨ 魅力的でわかりやすい写真
- ⑩ ハイライト
- ⑪ （インバウンド向けの場合）言語補助ツールの準備
- ⑫ わかりやすい集合場所
- ⑬ クチコミ促進の仕掛け
- ⑭ 即時予約の可能性、予約締め切り時間

(2) 令和4年度事業の体験コンテンツの評価と更なる磨き上げ

令和4年度『「拠点滞在型観光×三重」ブランディングに向けた観光資源の魅力創出モデル事業』（以下、「令和4年度事業」とする。）で造成・磨き上げた体験コンテンツ（46件）について、マーケットインの視点で専門家等による評価を行うこと。

また、評価結果を踏まえ、ターゲットの興味関心のフックとなり得るストーリー性のある体験コンテンツとして更なる磨き上げを支援すること。

(ア) 体験コンテンツの評価

体験コンテンツごとに、現状の成約件数や「みえのイマココ旅」WEBサイトの閲覧データ、ターゲットや旅行会社担当者によるアンケートの活用、専門家等の目利き等により、以下の視点で分類し評価を行うこと。

【評価の視点】

- ① その地域に行けば絶対に体験しておきたい、その体験をするためにわざわざ地域へ足を運ぶようなコンテンツ
- ② 多くの旅行者の興味関心をひくコンテンツ(時間や金銭に余裕があれば体験したいと思えるもの)
- ③ 多くの旅行者は無関心だが、一部のニッチな層に受けるコンテンツ
- ④ 地域特有の体験コンテンツではないものの、提供方法(見せ方・出し方)を変えることで他との差別化が図れるコンテンツ

(イ) 更なる磨き上げ支援

上記(ア)評価の視点に該当する体験コンテンツを提供する事業者・団体等が、専門家等の伴走支援のもと、変わりゆくトレンドや実際のお客様の声などを把握・反映して、継続的にブラッシュアップできるように支援するとともに、旅行会社による旅行商品化につなげるため、上記(カ)の項目(例)に従って商品タリフを作成すること。

また、磨き上げ支援のプロセスに、地域の観光地域づくり法人(DMO)をはじめとする地域の関係者が参画し、地域として継続的な効果測定と改善を行うことができるよう支援すること。

(3) 体験コンテンツ事業者の人材供給・人材育成支援モデル事業の実施

人材不足に悩む体験コンテンツ事業者を支援するため、人材供給及び人材育成に向けたモデル事業を実施すること。

(ア) 大都市圏でのマッチング商談会の実施

スタッフを雇用したい体験コンテンツ事業者を募集し、大都市圏に住む大学生や観光関係の専門学校生、将来観光業に携わりたいことを希望する若者等とのマッチング商談会を実施すること。

なお、商談会の時期、回数、方法等については、委託者と協議のうえ決定すること。

(イ) 求人サイトを活用したマッチング

短中期就労や副業希望者等に高い認知度を誇るマッチングサイト(アプリ)を活用し、繁忙期等に雇用が必要な体験コンテンツ事業者と、県外/県内大学生の長期休みやダブルワーク等での短期就労希望者とのマッチングの場を創出するモデル事業を実施すること。

また、求人サイト及び体験コンテンツ事業者と連携しマッチングの促進を図ること。

(ウ) 人材育成研修会の実施

体験コンテンツを提供する事業者・団体等へのヒアリングを実施し、予めニーズを把握したうえで、スタッフ及びガイドのスキルアップにつながる研修プログラムを作成し、計画的に資格取得につながる研修会を実施すること。そのために必要な調整・事務を全て行うこと。

(エ) ガイディングスキル向上のための講師派遣

ガイディングスキルの質の向上に意欲があり、上記(ウ)の研修を受講した

体験コンテンツ事業者を対象に、全国でガイド育成に取り組んでいるプロのガイド講師を派遣し、旅行者を惹きつける話し方、ルート提案のポイント等のアドバイスを実施すること。

なお、アドバイスは、オンラインでの事前ヒアリングを1日、現地でのアドバイスを1日実施すること。

(4) 「拠点滞在型観光×三重」のプロモーション及び旅行商品の造成・販売

本事業及び令和4年度事業について、ブランディングプロモーションを行うこと。

(ア) 本事業で新規造成した体験コンテンツのプロモーション

① 体験コンテンツの流通促進

- ・ 新規造成した体験コンテンツの流通のため、複数のOTAへの掲載を促進すること。
- ・ 三重県が行う体験コンテンツ利用促進キャンペーン事業等と連携し、相乗効果を高めること。

② 動画や「みえのイマココ旅」WEBサイトを活用した情報発信

- ・ 「みえのイマココ旅」のプロモーション用動画を3本以上制作すること。
- ・ 「みえのイマココ旅」WEBサイト用画像を制作し、サイトへ掲載すること。

③ 旅ナカでの情報発信に向けたガイドブックの作成

- ・ 体験コンテンツの内容が、直感的にわかるよう工夫すること。
- ・ 特設サイト等のQRコード等を掲載し、予約が容易にできるようにすること。
- ・ 旅行者が多く立ち寄る現地の駅や道の駅、宿泊施設、観光案内所で配布すること。
- ・ 原則として掲載する画像、文章などの必要な素材は、受託者において撮影・取材、作成を行い、内容等の確認をとること。
- ・ 掲載予定施設等への掲載の許可、掲載内容の確認を行うこと。
- ・ 原稿について、名称や電話番号、所在地、マップ等の事実関係の厳密な校正を行うこと。
- ・ 特設サイトでの掲載のため、電子媒体でも納品すること。
- ・ 本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真等）は、県が発信するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等において無償で二次使用を可能とすること。
- ・ 規格：B5版／17ページ（表紙・裏表紙含む）以上／フルカラー／マット紙90kg
- ・ 発行部数：1万部

④ 大都市圏で開催される旅行博への出展

- ・ 「みえのイマココ旅」ブランドを旅行社や旅行メディアに発信するた

め、大都市圏で開催される旅行博（※）に出展し、都市部の旅行会社や旅行メディアと、県内事業者・団体等が商談できる場を設けること。
（※）日本観光ショーケース in 関西・大阪を想定（令和6年2月実施予定）

（イ） 令和4年度事業の体験コンテンツのプロモーション

- ① 「みえのイマココ旅」WEBサイトの改修
 - ・ 磨き上げを行った体験コンテンツについて、WEBサイト内の情報を更新すること。
- ② SNS及び動画を活用したプロモーション
 - ・ 令和4年度事業で作成したプロモーション動画または再編集したショート動画をSNSに掲載する等、「三重のイマココ旅」WEBサイトへの流入を促進すること。
- ③ インフルエンサーを活用した情報発信
 - ・ 全国的に発信力の高いインフルエンサーを活用し、実際に体験した「みえのイマココ旅」コンテンツの動画をインフルエンサー個人のアカウントで発信及び「三重のイマココ旅」WEBサイトへの流入を促進すること。

（ウ） 旅行商品の造成、販売

- ・ 複数の旅行会社に対して、体験コンテンツを組み入れた旅行商品を造成すること。（旅行会社5社以上において、旅行商品を5本以上造成）
- ・ 宿泊施設を拠点とした1泊2日以上ツアーであること。
- ・ ツアーにおいては、地域ならではのストーリー性を明確にしたものにする。
- ・ 造成した旅行商品に対する販売目標を設定し提案すること。

（エ） 首都圏からの宿泊旅行者の県内周遊促進モデル事業の実施

首都圏からの宿泊旅行者が県内を周遊する際の二次交通の課題を解決するため、カーシェアやレンタカーを利用して周遊観光を楽しめるモデル事業を実施し、「みえのイマココ旅」における最適な二次交通の活用について検証すること。

- ① 首都圏を出発地とする旅行行程を見据えた周遊ルートの構築
 - ・ 首都圏発で公共交通機関を利用しない県内での移動を含めた2泊3日以上周遊ルートを提案すること。なお、周遊ルートには「みえのイマココ旅」の体験コンテンツを含めること。
- ② 周遊ルートのプロモーション
 - ・ 三重テラス等、県外の三重ファンの情報発信拠点と連携し、周遊ルート及び本県の拠点滞在型観光についての情報発信を行うこと。
- ③ 県内周遊利用促進キャンペーンの実施
 - ・ 首都圏からの宿泊旅行者の増加を図るため、カーシェアやレンタカーによる県内周遊利用促進キャンペーンを実施すること。
 - ・ キャンペーン費用は本事業予算から300万円以上を充てることとし、県内でカーシェアやレンタカーを利用することで、体験コンテン

ツを利用した県内周遊につなげる仕組みを作ること。なお、本キャンペーンによる誘客効果を図るためのK P Iを設定すること。

- ・ 利用者に対してアンケートを実施し、二次交通対策についての課題の洗い出し及び検証を行うこと。

(オ) K P I

① アウトプット

- ・ O T Aを活用した体験コンテンツ新規販売数：10件以上
- ・ 本事業で旅行商品造成を行った旅行会社の数：5社以上

② アウトカム

- ・ 体験コンテンツの利用者数：年間3,000名以上

(5) 体験コンテンツ事業者どうしのネットワーク構築

体験コンテンツを提供する事業者・団体等どうしの連携強化や新たなサービスの創出につなげる場としてオンラインサロン「みえのイマココ旅ファミリー」(仮称)(以下、「ファミリー」という。)を創設すること。

(ア) ファミリーの事務局運営

「三重のイマココ旅」や観光庁の看板商品等の造成に関わった事業者・団体等にファミリーへの参加を働きかけ、連絡リストを作成すること。また、以下(イ)、(ウ)の実施に向けた連絡調整や新たな参加希望者への対応等の事務局運営を行うこと。

(イ) 会員向けオンライン研修会の実施

会員向けにアンケートを実施したうえで、全国の体験・アクティビティの最新トレンドを知るオンライン研修会を2回以上実施すること。

(ウ) 会員間の連携強化や新たなサービス創出のためのオンライン交流会の実施

会員間の情報共有や意見交換、課題に対する解決策、新たなサービス創出などを話し合えるオンライン交流会を2回以上実施すること。

なお、交流会では、県内外の体験アクティビティの運営に実績のある事業者がホスト役として、会員の課題の解決方法のヒントを具体的に提示する等密度の高い交流会となるように働きかけること。

5 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は委託者に帰属するものとする。また、その処理については委託者の指示に従うこと。

6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

7 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について事務局と協議を行うこと。また、協議後に工程表を作成し、委員会事務局へ提出することとする。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は委員会事務局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに委員会事務局と協議の上、対処するものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を委員会事務局と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、委員会事務局の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。
- (4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を月2回程度設けるとともに、議事録を作成し委員会事務局と共有すること。
- (5) 毎月末に、委員会事務局に対し事業の進捗状況の報告を行うこととする。
- (6) 契約に基づく成果物の所有権は、委員会事務局へ成果物の引き渡しが完了したときに、委員会事務局に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって委員会事務局に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報については、委員会事務局の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会情報公開規程で準用する個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により委員会事務局に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (11) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (12) 委託料の支払いについて、必要があると認められるときは、事業の実施に要する経費として、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとする。
- (13) 委員会事務局が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委員会事務局と協議を行うものとする。

8 留意事項

- (1) 本事業の成果物の一切は、みえ観光の産業化推進委員会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (7) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9 納品する成果物

- (1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (2) 印刷物のデザインに関しては、Adobe Illustrator データ及びPDF データで納品すること。
- (3) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和6年3月22日（金）のいずれか早い日までに、「業務完了報告書」2部（様式任意、A4版・両面印刷）及び「本業務によるすべての制作物・データ」を提出して完了検査を受けること。なお、本事業により取得した動画や静止画等は、DVD等の電子媒体に収録して添付すること。
- (4) 委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。

(5) 提出先は下記のとおりとする。

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光部観光振興課内）